

議案第三十六号

港区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区长 武井雅昭

港区印鑑条例の一部を改正する条例

港区印鑑条例（昭和五十年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「証明書自動交付機」を「証明書自動交付機等」に改め、同条中「証明書自動交付機に印鑑登録証を挿入して」を「印鑑登録証を使用して証明書自動交付機又は多機能端末機（区の電子情報処理組織と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）に」に改める。

第二十一条の見出し中「暗証番号の」を「証明書自動交付機の暗証番号」に改め、同条第一項中「規定」の下に「により証明書自動交付機」を加え、同条第三項中「印鑑登録者」を「第一項の規定による届出をした印鑑登録者」に改め、同条第四項中「印鑑登録者」を「第一項の規定による届出をした印鑑登録者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一項の規定による届出をした印鑑登録者が、次条第一項の規定による届出をした場合においては、この項に規定する暗証番号の廃止を届け出たものとみなす。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（多機能端末機の暗証番号登録等）

第二十一条の二 印鑑登録者は、第二十条の規定により多機能端末機による印鑑登録証明書交付を受けようとするときは、印鑑登録証多機能端末機暗証番号登録届に印鑑登録証を添えて、自ら区長に暗証番号を届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による届出を受けたときは、本人であることを確認し、直ちに暗証番号を登録しなければならない。この場合において、本人であることの確認については、第五条の規定を準用する。

3 第一項の規定による届出をした印鑑登録者は、登録された暗証番号を変更しようとするときは、印鑑登録証多機能端末機暗証番号変更届に印鑑登録証を添えて、自ら区長に届け出なければならない。この場合において、本人であることの確認については、第五条の規定を準用する。

4 第一項の規定による届出をした印鑑登録者は、登録された暗証番号を廃止しようとするときは、印鑑登録証多機能端末機暗証番号廃止届に印鑑登録証を添えて、区長に届け出なければならない。

付 則

この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。

(説 明)

民間事業者が設置する多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に係る規定を整備するため、  
本案を提出いたします。